

岩手県告示第257号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 一級河川北上川水系金流川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成21年3月9日
- 3 廃川敷地等の位置 一関市花泉町永井字川ノ口160番、161番、162番、163番、164番、165番、166番、167番、168番及び169番並びに一関市花泉町永井字川ノ口149番1地先、162番地先及び167番地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 8,310.61平方メートル

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び県南広域振興局一関総合支局土木部に備えておいて縦覧に供する。